

徳島県告示第六百六十二号

平成三十年十一月二十五日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項第一号の規定により令和四年十一月二十四日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

津田加入区 徳島市第一加入区 渭東加入区